

事務連絡  
平成25年12月16日

都道府県  
指定都市  
中核市

保健衛生施設等整備費担当課 御中

厚生労働省健康局総務課指導調査室

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について

平素より大変お世話になっております。  
標記について、別添のとおり通知いたします。  
よろしくお願いいたします。

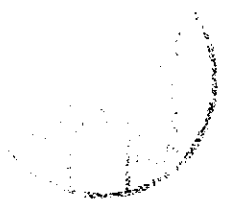
【添付資料】

- ・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について  
(平成25年12月16日健総発1216第2号)
- 【参考資料】
  - ・内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領  
(昭和59年9月7日蔵計2150)
  - ・厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について  
(昭和59年9月7日事務連絡227)

【問い合わせ先】

厚生労働省健康局総務課指導調査室  
施設係・業務指導係 山下 雄生  
〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2  
TEL: 03-5253-1111 (内線 2322)  
E-mail: yamashita-yuuki@mhlw.go.jp





健総発1216第2号  
平成25年12月16日

都道府県  
指定都市  
中核市

衛生主管部 (局) 長 殿

各

厚生労働省健康局総務課長  
(公 印 省 略)

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助の協議について

今般、保健衛生施設等に係る災害復旧事業を円滑に実施するため、別紙のとおり「保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領」を定め、平成25年12月9日以降に発生した災害から適用することとしましたので通知いたします。

保健衛生施設等の災害復旧事業に係る実地調査については、「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」（昭和59年9月7日蔵計2150）及び「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」（昭和59年9月7日事務連絡227。以下「司計課事務連絡」という。）等により行われているところですが、今般、司計課事務連絡が改正され、保健衛生施設等に係る留意事項は下記のとおりでありますので、御了知いただきませうお願いいたします。

なお、「保健衛生施設等の災害復旧事業に係る事前協議及び実地調査について」（昭和59年9月7日健医企発第16号）については、廃止いたします。

記

暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とすることとなったこと。

## 別紙

### 保健衛生施設等災害復旧費事務取扱要領

#### 1 被災状況の報告

災害の発生に際しては、管下保健衛生施設等の被害状況（(1) 施設の種類（2）施設の名称及び所在地（3）構造（4）被災規模及び被害概算額（5）人的被害の状況）、復旧計画等について被災後直ちに確認し、速やかに電話等により当該事業が実施される区域を管轄する地方厚生（支）局（以下「地方厚生（支）局」という。）に報告すること。

#### 2 災害復旧費国庫補助の協議

##### (1) 協議の対象

ア 協議の対象となる事業は、別表に掲げる施設の災害復旧事業であること。

イ 災害復旧所要見込額が1件につき80万円以上(感染症指定医療機関、市町村が設置する火葬場及びと畜場については40万円以上)であること。

##### (2) 協議の方法

別紙様式1及び別紙様式2により災害の発生から30日以内に地方厚生（支）局あて各1部提出すること。

#### 3 その他

(1) 被災後は速やかに施設運営の再開が図れるよう地方厚生（支）局と連絡を密にし、早期復旧に努めること。

(2) 復旧工事を行うに当たっては、復旧前、復旧後の対象個所の状況等が的確に証明できる写真等の資料を整備し実地調査に支障を生じないように留意すること。

別表

施設名等	施設名
保健衛生施設等 保健衛生施設	感染症指定医療機関 健康増進センター 保健所 健康科学センター 市町村保健センター 農村健診センター 難病相談・支援センター 感染症外来協力医療機関 新型インフルエンザ患者入院医療機関 H1V検査・相談室 地方衛生研究所
原爆医療等施設	原爆被爆者保健福祉施設 原爆医療施設 原爆被爆者健康管理施設 放射線影響研究所
精神保健等施設	精神科病院 精神保健福祉センター 精神科デイ・ケア施設 精神科救急医療センター 精神保健福祉士養成施設 老人性認知症疾患治療病棟 老人性認知症疾患療養病棟 老人性認知症疾患デイ・ケア施設
食肉衛生検査施設  エイズ・結核治療施設	食肉衛生検査所  結核患者収容モデル病室 エイズ治療モデル施設 エイズ治療個室等の施設 (エイズ拠点病院) 結核研究所 多剤耐性結核専門医療機関

<p>医薬分業推進支援施設</p> <p>血漿探漿センター等施設</p> <p>抗毒素製造施設</p> <p>環境衛生施設 火葬場 と畜場</p>	<p>医薬分業推進支援センター</p> <p>血漿分画センター 血漿探漿センター</p> <p>抗毒素製造施設</p>
---	---

保健衛生施設等災害復旧費国庫補助協議総括表

県・指定都市・中核市名

郡市町村名						合計	市町村
施設名							か所
施設の名称							
設置主体						公立	か所・私立 か所
構造							
病床数又は入所定員							名
被害部分の病床数又は入所定員							名
被害概算額							
災害復旧費	移転改築補修の別						
	工事費	構造					
		面積					
		単価					
		金額					
計							
予算措置の状況	都道府県						
	市町村						
	法人						
備考							

(記載要領)

- 1 構造欄には、鉄筋コンクリート造、ブロック造、木造の区分により、それぞれ(鉄)(ブ)(木)と記入すること。
- 2 予算措置の状況欄には、財政当局了解・交付承認あれば確實等と簡明に記入すること。

## 保健衛生施設等災害復旧費国库補助協議書

施設種類	名称	設置主体			
	所在地	設置年月日			
建物の規模・構造					
罹災年月日	災害の種類				
被害の概況	発生原因等				
	主要部分の破損状況				
被害の概算額					
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価 円	金額 円	摘要
	計				
備考	(すでにとった措置、今後とらうとする措置等を記入すること。)				

(注) 災害箇所は、別添建物配置図朱記のとおり。  
(写真も添付するときは番号を付し、災害箇所と対比させること。)



(参考)

写

事務連絡監査第476号  
平成25年12月9日

厚生労働省大臣官房会計課長 殿

主計局司計課長

山本三夫

「厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について」  
の一部改正について

標記のことについて、別紙のとおり改正し、平成25年12月9日以降に  
発生した災害から適用することとしたので通知する。

○厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査について

昭五九・九・七  
事務連絡三七  
事務決定 平三五事務連絡委第百七号

一 建物について

内閣府 厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査額(昭和五九年九月七日蔵計二五〇号。以下「調査要領」といふ。)第三調査の対象(1)の建物については、次により取り扱う。

ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。従って、直接事業の実施に関係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。(ただし、福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事は調査の対象とする。)

イ 暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。

ウ 調査要領表1に定めるところによつては、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。

エ 医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。

二 設備について

医療機関施設の設備は、調査要領第三(4)アに規定するもののみを対象とし、レントゲン装置、医療機器、ベッド等は調査対象外とする。

三 その他

ア 調査要領表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。

イ 調査要領表1に定める災害廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。

昭和五九・九・七

事務連絡二七

最終改正 平二五事務連絡監査第四七六号

改正案	現行
<p>一 建物について 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和五九年九月七日蔵計二五〇号。以下「調査要領」という。）第三調査の対象（一）の建物については、次により取り扱ふ。</p> <p>ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。</p> <p>従って、直接事業の実施に関係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事は調査の対象とする。）</p> <p>イ 暖房等のボイラー、エレベーターは、建物附属設備として調査の対象とする。</p> <p>ウ 調査要領別表1に定めるところでは、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。</p> <p>エ 医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。</p> <p>二 設備について （削除）</p>	<p>一 建物について 内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭五九年九月七日蔵計二五〇号。以下「調査要領」という。）第三調査の対象（一）の建物については、次により取り扱ふ。</p> <p>ア 直接当該事業の実施に必要な建物についてのみ対象とする。</p> <p>従って、直接事業の実施に関係のない倉庫、公舎等は調査の対象外となる。（ただし、社会福祉施設等において復旧工事完了までに長期間を要する見込の場合で入所者の処遇確保等の理由により緊急に施行しなければならない応急仮設工事は調査の対象とする。）</p> <p>イ 暖房等のボイラーは、病院、診療所、社会福祉施設等及び廃棄物処理施設は建物の附属施設として調査の対象とし、その他の施設は設備とみなして調査の対象外とする。</p> <p>ウ 調査要領別表1に定めるところでは、解体施設及び汚水処理施設のみを調査の対象とする。</p> <p>エ 医療機関施設については、被災によるライフラインの途絶後も一定期間自立的に診療機能を保持するためのヘリポート、通信装置、自家発電装置、貯水槽等は調査の対象とする。</p> <p>二 設備について 調査要領第三調査の対象（4）の設備については、次により取り扱ふ。</p> <p>ア エレベーターは官庁建物等災害復旧費実地調査要領では設備</p>

改正案	<p>医療機関施設の設備は、調査要領第三(4)アに規定するもののみを対象とし、レントゲン装置、医療機器、ベッド等は調査対象外とする。</p> <p>三 その他 ア 調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。 イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。</p>
現行	<p>となっており調査の対象外となる。</p> <p>1 医療機関施設の設備は、調査要領第三(4)アに規定するもののみを対象とし、レントゲン装置、医療機器、ベッド等は調査対象外とする。</p> <p>三 その他 ア 調査要領別表1に定める広域廃棄物埋立処分場については、広域臨海環境整備センターが市町村の委託を受けて建設した施設を調査の対象とする。 イ 調査要領別表1に定める災害等廃棄物処理事業のうち、し尿くみ取りについては、維持分として便槽容量の2分の1を調査の対象から除外する。</p>

○内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領

昭五九・九・七

歳計二一五〇

最終改正 平二四財計第二四二五号

第一 調査の目的

この調査は、内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設（水道施設を除く。）災害復旧事業について、適正な事業費を算出し、予備費使用額等の算定の資料とすることを目的とする。

第二 調査の方法

(1) 主務省の調査に対して財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）が立会するものとする。  
(2) 調査は、原則として実地にて行うものとするが、申請額（社会福祉施設等（調査要領別表1に掲げる施設をいう。以下同じ。）は建物及び建物以外の工  
作物を合計した額）が二〇万円未満の箇所又は止むを得ない理由により実地調査が困難である箇所については、現地福祉事務所等において机上にて調  
査を行うことができる。この場合には、写真、設計書等により被災の事実、被災の程度等を十分に検討のうえ慎重に採否を決定するものとする。

第三 調査の対象

(1) 調査の対象は暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により被害を受けた別表1の施設等であつて、その内容は、建物、建物以外の工作物、  
土地、設備に係る復旧及び災害等廃棄物処理事業とする。  
(2) 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、土地は調査対象外とする。  
(3) 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあつては、工作物は調査対象外とする。  
(4) 設備については、次に掲げる施設に係るものを対象とする。  
ア 医療機関施設  
建物と同時に設備が被災した場合において、当該建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備で、次のいずれかに該当するものに限る。

イ) 設置に当たり、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律の適用を受ける放射線発生装置であつて、建物と機能的に一体であるもの  
で、リアック、ベータトロフ、コバルト60照射装置及びこれらと同等の機能を有するもの  
イ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするエックス線装置であつて、コンピュータにより画像処理するもので、CTスキャン（全身用、頭部用）  
及びこれらと同等の機能を有するもの  
ウ) 設置に当たり、専用の施設を必要とするMR（核磁気共鳴）を利用する画像診断装置

(二) その他当該建物と一体として復旧を行う必要がある医療用設備

#### 1 廃棄物処理施設

廃棄物処理施設の設備にあっては、別表1に定める施設の設備(当該施設の所有に係るもので、当該施設の業務の遂行上必要なものをいう。)とする。

(5) 第一項の「異常な天然現象」についての調査及び災害復旧事業採択の範囲については、公共土木施設災害復旧事業査定方針(昭和四〇年八月五日付蔵計第一九六七号)第一(災害原因の調査)及び第三(採択の範囲等)の第一項に準じて取り扱う。

#### 第四 一箇所の定義

(1) 各施設ごとに同一敷地内及び機能的に同一敷地内とみなされる位置に所在するものを一箇所として取扱うものとする。

(2) 国立公園等施設の道路にあっては、一五〇メートルをこえる位置に所在する箇所は別箇所とする。なお標識については道路の被害延長外の場合は別箇所とする。

#### 第五 適用除外

次の各号に掲げるものは適用除外とする。

(1) 一箇所の調査額が別表1の限度額未満のもの。

(2) 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に起因して生じたと認められる災害に係るもの。

(3) 著しく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの。

(4) 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。

1 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。

ロ 当該年度に整備計画のあるもの。

ハ 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。

(5) 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。

(6) 調査前着工を行ったものうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。

#### 第六 諸経費率

本調査の対象となる復旧事業にかかる諸経費率は別表2のとおりとする。

#### 第七 復旧費の算出等

医療機関施設のうち政策医療実施機関施設(公的医療機関施設を除く)、研修施設、看護師宿舎及び救急医療情報センターの復旧に要する経費は、復旧

調査額又は基準額（医療施設等災害復旧費の国庫補助について）平成七年厚生省発健政第二号）の別表の基準額をいう。）のいずれか低額とする。

#### 第八 その他

調査に当たり、本要領に規定のない事項は、官庁建物等災害復旧実地調査要領の取扱いに準じて処理する。

#### 第九 報告

調査終了後一週間以内に本省あて別紙様式1により報告書を提出すること。ただし、次の各号に該当する場合は別紙様式2により報告書を提出すること。

(1) 主務省と財務局との意見が一致しない場合。

(2) 調査額が、一億円以上の場合。

別表 1

## 施設名等及び限度額

所 管 名	施 設 名 等	限 度 額
内閣府所管 (警察庁)	都道府県警察施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに600千円
厚生労働省	保健衛生施設等	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	保健衛生施設	ただし、感染症指定医療機関にあつては
	原爆医療等施設	400千円
	精神保健等施設	
	食肉衛生検査施設	
	エイズ・結核治療施設	
	医薬分業推進支援施設	
	血漿採集センター等施設	
	抗毒素製造施設	
	環境衛生施設	
	火葬場	
	と畜場	
	医療機関施設等	指定市 800千円
	医療機関施設	市町村 400千円
	公的医療機関施設	
	へき地診療所施設 (医師及び看護師住宅を含む)	
	政策医療実施機関施設	
	(公的医療機関施設を除く)	
	医療関係者養成所施設	別に定めるそれぞれの施設ごとに800千円
	研修施設	
	病院内保育所	
	看護師宿舍	800千円
	緊急医療情報センター	800千円
	社会福祉施設等	
	保護施設	
	老人福祉施設	
	老人保健等施設	
	身体障害者社会参加支援施設	
	婦人保護施設	
	障害者支援施設等	
	児童福祉施設	
	母子福祉施設	
	母子保健施設	
	その他の社会福祉施設等	
	国民健康保険診療施設 (へき地性の	800千円



環境省	<p>ある国民健康保険診療施設の医師住宅及び看護師宿舎を含む。) 国民健康保険健康管理センター 国民健康保険総合保健施設</p>	<p>800千円 800千円</p>
	<p>国立公園等施設</p>	<p>別に定めるそれぞれの施設ごとに1,200千円ただし、道路にあっては400千円</p>
	<p>廃棄物処理施設 — 一般廃棄物処理施設</p>	<p>別に定めるそれぞれの施設ごとに、市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円 市町村400千円 都道府県・市・廃棄物処理センター・PFI選定事業者1,500千円、町村800千円</p>
	<p>浄化槽 (市町村整備推進事業) 産業廃棄物処理施設</p>	<p>市町村・広域臨海環境整備センター 1,500千円</p>
	<p>広域廃棄物理立処分場 PCB廃棄物処理施設</p>	<p>日本環境安全事業株式会社1,500千円</p>
	<p>災害等廃棄物処理事業</p>	<p>指定市 800千円 市町村 400千円</p>

項目 施設名	甲 補 修												乙 新 築																				
	建 物						建物 補修 D	工作物 E	土地 F	小計 (C+D +E+ F) G	設備 H	災害等 復旧 事業 I	合計 (G+H +I)	建 物						建物 補修 M	工作物 N	土地 O	小計 (L+M +N+ O) P	設備 Q	災害等 復旧 事業 R	合計 (P+Q +R)							
	全 壊 A		半 壊 B		小 計 (A+B) C									全 壊 J	半 壊 K		小 計 (I+J) L		全 壊 S								半 壊 T		小 計 (U+V) W				
	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積	工事費	面積		工事費	面積	工事費	面積		工事費													
計																																	

- (注) 1. 調査要領別表1の施設名等に掲げる施設ごとに記入する。なお、取壊費欄において、「別に定めるそれぞれの施設ごと」となっているものは、別に定めるそれぞれの施設ごとに記入するものとする。
2. 別紙様式2について作成を要しないものは本簿とし、また、別紙様式2の作成を要するもの(要領第3ただし書に該当するもの)は上段( )番とし、外数で記入する。取壊費についても同様の取り扱いとする。

様式2

省 庁所管補助施設災害復旧費実地調査報告書

平成 年 月 日  
局

都道府県名

設置者名	施設名	施設の所在地	問題点
施設区分			
	工事概要	金額(千円)	
申請			主務省意見
調査結果			財務局意見
※			※

- (注) 1. 施設区分欄は、建物、工作物、土地、設備の別を記載すること。  
 2. 調査結果欄には、資料又は調査不十分のため積算不能の場合は記載する必要はない。  
 3. 問題点に対して主務省及び財務局の意見をそれぞれ順序を配列して対比記載すること。  
 4. ※欄は空欄にすること。

